

等室から変更)など指導権限を持つ機関が法令に基づいて指導・監督を実施しますが、民事上の個別労働紛争などは企業内において自主的解決が求められています。

月1日より従来の雇用均環境・均等部(H28年4月)より

今回は「個別労働紛争解決制度」について紹介します。

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加しており、その内容も多様化・個別化しています。関係労働法に対する法違反の事実がある場合には、労働基準監督署や公共職業安定所、労働局の雇用

度」を用意して次のような解決援助サービスを行っています。

①情報提供・相談
②助言・指導の申出
③あつせんの申請

職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、労働局・労働基準監督署では「個別労働紛争解決制

争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、これには長い時間と多くの費用がかかってしまいます。こうした個別労働紛争の未然防止と、

労働紛争の中には、單に法令や判例を知らないかたり、誤解に基づいて発生したものが多くあります。

①は、紛争を未然に防止したり、紛争を早期に解決するため、労働局や労働基準監督署に総合労働相談員を配置し、あらゆる労働問題に関するワシントップ相談窓口としてお受けしています。

②は、紛争当事者に対し、労働局の専門の職員が電話等によりその問題点を指摘するなどで解決の方向を示して話し合いによる解決を促すもので

す。
③は、労働局に設置されている紛争調整委員会から指名された労働問題の専門家(弁護士など)が、あつせんの場を通じて紛争当事者の間に公平・中立な第三者として入り、双方の主張の要点を確かめて紛争当事者間の調整を行い、紛争解決に向けて話し合いの促進や当事者間の合意書の作成のお手伝いを実施します。なお、あつせんは裁判と異なり密室・非公開です。

①・③の「個別労働紛争解決制度」が労働基準法などと大きく異なる点

2017年版 労働日誌(レーバーダイアリー)

本年度も全会員事業場に無料送付します



2016年版

当協会が作成する労働日誌は、B5版で週ごとの日程が書き込める大きなカレンダー部分に加え、便覧部分に関係行政一覧表、労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等の概要、届出書類一覧表等を掲載しており、労務・人事及び安全衛生等を担当される皆様に好評を頂いています。

本年度も機関誌『Meihoku』12月号に同封し、全会員事業場に無料送付します。

なお、当協会ではただいま労働日誌に掲載する「広告」を募集しています。ご担当者様に一年を通してご覧いただく労働日誌は、高い広告効果があります。広告掲載料は20,570円からです。お問い合わせ・お申し込みは、当協会広報(☎052-961-1666)にて承ります。

は、使用者側から申し出ることができます。なお、あつせんは裁判と異なり密室・非公開の皆さんのが職場のトラブルでお困りのときは、ぜひご利用ください。



職場でのトラブルでお困りのみなさまへ